【周知依頼】コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

（経産省：20200630）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年６月に国内で初めて確認されて以降、現在までに16都道府県で53事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。

本年４月にも同様の協力のお願いをさせていただいたところではありますが、6月だけで既に４地点からの確認がされている状況を踏まえ、コンテナの輸入や輸送運搬に関わる会員企業様等に対し、改めて別添についてご協力いただくよう周知をお願いいたします。

（2020年度のヒアリ確認事例一覧）

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/2020hiari.html>

なお、千葉港（6月23日公表<https://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/hisho/hodo/documents/200623-3.pdf>

での事例では、作業員の刺傷被害も発生しています。

現場で作業される方々に対して、以下の点も注意いただくよう併せて周知をお願いいたします。

＜ヒアリに刺されないための対策例＞

・長袖や厚手のゴム手袋を着用する

・長靴を履く（長靴に虫除けスプレーを塗布するとより安全）、又はヒル避けの足袋で足首などを包み、その上から靴を履く

・ヒアリの採集が必要な場合は、ハンディ掃除機を使用するなど、極力素手での作業を避ける

＜ヒアリに刺された場合の対処例＞

・体調に変化がなくても、刺された部位を冷やしながら、20 分～30 分程度は安静にし、誰かが様子を見られる状況に置く

・アレルギー体質が疑われる人は、じんましんが現れることがあるので、異常を感じた場合にはすぐに医療機関を受診する

・呼吸困難・血圧低下・意識障害などが現れたら、救急車を呼ぶなどして速やかに医療機関を受診する（「アリに刺されたこと」「アナフィラキシーショックの可能性があること」を伝える）

・軽微な皮膚症状のみの場合は、虫刺され用ステロイド入り軟膏などを塗る（化膿などを予防するため）